

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和元年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地	(定義) 第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地

方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 略

3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法第37条の2第12項の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人が選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。

4～6 略

（申出書の添付書類の備置き等）

第9条 略

2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければなら

方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。

2 略

3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法第37条の2第3項の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人が選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。

4～6 略

（申出書の添付書類の備置き等）

第9条 略

2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければなら

ない。

(1) 前事業年度の地方税法第37条の2第13項に規定する寄附者名簿

(2)～(4) 略

3～5 略

ない。

(1) 前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿

(2)～(4) 略

3～5 略

附 則

この条例は、令和元年6月1日から施行する。